

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (組合の名称)
- 第3条 (組合の事務所等)
- 第4条 (事業所の名称及び所在地)

第2章 組合会

- 第5条 (議員の定数)
- 第6条 (被選挙権を有しない者)
- 第7条 (議員の任期)
- 第8条 (互選議員の選挙の方法)
- 第9条 (互選議員の選挙区及び議員数)
- 第10条 (互選議員の選挙の管理)
- 第11条 (当選人)
- 第12条 (選挙の無効)
- 第13条 (互選議員の選挙執行規程)
- 第14条 (選定議員の選定)
- 第15条 (議員の就・退職)
- 第16条 (通常組合会)
- 第17条 (臨時組合会)
- 第18条 (組合会の招集)
- 第19条 (代理)
- 第20条 (組合会の傍聴)
- 第21条 (組合会の会議規則)
- 第22条 (組合会の議決事項)
- 第23条 (会議録の作成)
- 第24条 (議員の旅費報酬補償)
- 第25条 (組合会の検査)

第3章 役員及び職員

- 第26条 (理事の定数)
- 第27条 (理事及び監事の任期)
- 第28条 (理事、理事長及び監事の選挙)
- 第29条 (理事会の構成)
- 第30条 (理事会の招集)
- 第31条 (理事会の決定事項)
- 第32条 (理事会の議事)

- 第 3 3 条 (理事会の会議録)
- 第 3 4 条 (理事長の職務)
- 第 3 5 条 (常務理事及びその職務)
- 第 3 6 条 (監事の職務)
- 第 3 7 条 (理事長の専決)
- 第 3 8 条 (理事長の事務委任)
- 第 3 9 条 (理事長の職務代行)
- 第 4 0 条 (理事、理事長、常務理事及び監事の就任)
- 第 4 1 条 (理事、監事の旅費及び報酬報償)
- 第 4 2 条 (職員)
- 第 4 3 条 (秘密を守る義務)
- 第 4 4 条 (組合員の範囲)・・・削除

第 4 章 保険料

- 第 4 5 条 (標準報酬)
- 第 4 6 条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)
- 第 4 6 条の 2 (介護保険料の負担割合)

第 5 章 財務

- 第 4 7 条 (会計年度独立の原則)
- 第 4 8 条 (会計年度所属区分)
- 第 4 9 条 (予備費の費途)
- 第 5 0 条 (準備金の保有方法)
- 第 5 1 条 (準備金以外の積立金の保有方法)
- 第 5 2 条 (組合財産の管理方法)

第 6 章 公告

- 第 5 3 条 (公告の方法)

第 7 章 保険給付

- 第 5 4 条 (医療機関の指定)
- 第 5 4 条の 2 (保険医療機関及び保険薬局との療養の給付に要する費用の直接契約)・・・削除
- 第 5 4 条の 3 (組合による審査支払)・・・削除
- 第 5 5 条 (一部負担還元金)
- 第 5 6 条 (付加給付)
- 第 5 7 条 (訪問看護療養付加金)・・・削除
- 第 5 8 条 (家族訪問看護療養付加金)・・・削除
- 第 5 9 条 (傷病手当付加金)
- 第 6 0 条 (出産育児付加金)・・・削除

第61条（家族出産育児付加金）・・・削除

第62条（埋葬料付加金）・・・削除

第63条（家族埋葬料付加金）・・・削除

第64条（家族療養付加金）

第65条（合算高額療養付加金）

第66条（施設の利用等）

第8章 個人情報保護

第67条（個人情報保護の徹底）